

国民年金コーナー

～平成30年度国民年金保険料について～

◆保険料額

平成30年度の国民年金保険料は月額1万6,340円です。(平成29年度保険料月額1万6,490円)

※国民年金保険料の額は、平成16年度の価格水準で規定された額をもとに、物価や賃金の伸びに合わせて改定されます。

◆納付方法

①納付書でのお支払い

日本年金機構から送付される納付書を使用し、銀行などの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。(役場では保険料を納付することができません)

②口座振替

口座振替を利用すれば、毎月納付する手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

ご希望の方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口でお申し込みください。

③その他の便利な納付方法

保険料の納付は①や②のほか、クレジットカード納付やインターネットなどを利用した電子納付なども利用でき

ます。

なお詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

◆納付期限

毎月の保険料の納付期限は「納付対象月の翌月末日」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、忘れずに納付してください。

◆納付が困難なときは

失業した場合や所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予(先送り)される制度があります。

また学生の方でご本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料の未納期間を作らないためにも、保険料の納付が困難なときには、免除や猶予制度をご利用ください。

☎ 郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎ 町民生活課 ☎72-6933